

野々市市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、野々市市監査基準（令和6年野々市市監査委員告示第1号）に準拠し実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和7年3月17日

野々市市監査委員 東 田 敏 彦

野々市市監査委員 中 村 義 彦

定期監査結果報告書

1 監査の対象及び監査の範囲

布水中学校、野々市小学校、富陽小学校

令和6年4月1日から令和6年10月31日までに執行された所掌事務事業

2 監査の期間

令和6年11月29日から令和7年2月26日まで

3 監査の実施場所

布水中学校、野々市小学校、富陽小学校、野々市市役所監査委員室

4 監査の執行者

監査委員 東田 敏彦

監査委員 中村 義彦

5 監査の実施内容

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類について調査を行うとともに、監査対象施設の関係職員及び市教育委員会の部長以下関係職員から説明を聴取し、質疑応答を行った。

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務等の執行状況は、次のとおり改善を必要とする事項があったので、適切な措置を講じられたい。

支出事務

切手の保管金額が出納簿と常に一致するように適正を期す必要がある。

令和4年度にも記帳の誤りを確認したため口頭指導しているが、今年度においても保管金額が帳簿と一致しない例あった。市財務規則第228条による金券類受払簿により、教育総務課が定期的に確認することが必要だと考える。

財産管理事務

昨年度にも意見したが、備品の管理について適正を期す必要がある。備品の登録を学校に依頼する場合、納品前に担当職員だけではなく教育総務課内で情報共有し、市が定める大分類・中部類の番号を付した上で依頼する運用

が必要である。また、市財務規則第228条により、教育総務課が定期的に確認することが必要である。

学校に、誤った取得価格を案内した例、登録依頼を失念・遅延していた例があった。必要な決裁を経ずに学校が処分した備品があり、教育総務課は当該物品を備品だとも認識していない事例があった。また、学校が未だに大分類から登録番号まで誤った番号を付す例があり、また、以前から口頭指導を重ねた備品の分類は、市財務規則別表第6を改正し、会計事務説明会資料に規定し直されたが、主に共同学校事務室による備品台帳の分類の設定誤りが原因であるため一致しておらず、現状は、適切に管理されているとは認められない。学校と連携を密にして改善に取り組んで欲しい。

8 監査の結果に添える意見（地方自治法第199条第10項）

支出事務

市の予算を執行する場合は、教育総務課に指導する機会があるため、起案は慎重に確認していただきたい。

支出負担行為伺の起案に決裁印がないにも関わらず、負担行為通知書及び支出命令書を作成して支出した事例があった。また、保管する起案文書に記載された事業者と見積書を徴して契約した事業者の名称が誤っている事例があった。